

独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則

平成16年5月31日
短期大学機関別認証評価委員会決定
最終改正 平成19年1月15日

(総則)

第1条 独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(評価部会)

- 第2条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる短期大学（以下「評価対象短期大学」という。）ごとの状況を調査するため、評価部会を置く。
- 2 当該部会に属すべき独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号）第12条第3項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第4項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。
 - 3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

- 第3条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。
- 2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
 - 3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営小委員会)

- 第4条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。
- 2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
 - 3 当該小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
 - 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
 - 5 当該小委員会に副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。
 - 6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見申立審査会)

第5条 委員会は、その定めるところにより、評価対象短期大学からの意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行うため、意見申立審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- 3 審査会に会長を置き、審査会に属する専門委員の互選により選任する。
- 4 会長は、審査会の事務を掌理する。
- 5 審査会に副会長を置き、審査会に属する専門委員のうちから会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）

第6条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員及び専門委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。
- 5 前各項の規定は、専門部会、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」、「運営小委員会」、「審査会」と、「部会長」とあるのは運営小委員会においては「主査」、審査会においては「会長」と、「委員及び専門委員」とあるのは審査会においては「専門委員」と読み替えるものとする。

第7条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の関係する短期大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

（会議の公開）

第8条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

- 一 委員長が、評価対象短期大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象短期大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
- 二 その他委員長が必要と認める場合

（雑則）

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。